

公立大学法人島根県立大学 一般事業主行動計画（一体型）

教職員及び非常勤職員（日々雇用を除く。以下、「職員等」という。）が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる雇用環境を整備し、全ての職員等がその能力を十分に発揮できるようにするため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 目標と取組内容

目標 1 男性教職員の育児休業・出生時育児休業の取得率を 30%以上にする

<対策>

令和 7 年度～

- ・男性教職員も育児休業を取得できること等の制度周知を行い、男性教職員の育児休業の取得に努める。
- ・男女別の育児休業等取得マニュアルを作成する。

目標 2 役職者に占める女性教職員の比率を次の水準以上にする

〔教員〕学科長・コース長以上の役職者に占める女性教員の比率 45%

〔事務〕係長以上の役職者に占める女性職員の比率 40%

<対策>

令和 7 年度～

- ・女性職員を対象としたキャリア形成やマネジメント能力の向上を支援する研修の検討。
- ・出産・育児休業からの復帰支援の充実を図ることにより、取得に対する不安を軽減する。

目標 3 職員の年間の時間外労働を 5 年間で 15%以上削減する（対令和 6 年度実績比較）

<対策>

令和 7 年度～

- ・一斉定時退勤日（ノー残業デー）の実施を推進する。
- ・時間外労働の実績について、学内の会議において定期的に報告する。
- ・業務整理、業務執行の簡素化及び効率化を進め、時間外労働の削減を図る。

目標 4 出産・育児休業からの復帰支援の充実を図る。

<対策>

令和 7 年度～

- ・出産・育児休業からの復帰支援の充実を図ることにより、取得に対する不安を軽減する。
- ・男女別の育児支援マニュアルの作成や、所属での業務の相互支援体制の構築など、男女ともに育児休業や子どもの出生時における休暇等を取得しやすい環境を整備する。

目標 5 年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

令和 7 年度～

- ・計画的な年次有給休暇の取得を促すとともに、夏季、年末年始などにおける長期休暇を取得しやすい職場環境の構築に努める。
- ・定期的に年次有給休暇の取得状況を確認する。